

令和元年度第3回

東京都私立学校審議会（第787回）

令和元年7月16日（火）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時 10 分開会

○小泉会長代行 それでは、会長代行を務めさせていただきます。

ただいまから、令和元年度第 3 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告をお願いいたします。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員 20 名のうち 19 名でございます。開会定足数は 11 名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○小泉会長代行 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明をお願いいたします。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 8 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和元年 7 月 16 日付、東京都知事名。

記、1、玉川学園幼稚部の収容定員に係る園則変更認可について、町田市、外 7 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○小泉会長代行 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 8 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から報告をお願いいたします

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から第 8 号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○小泉会長代行 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議をいたします。

議案第 1 号は、九段観光ビジネス専門学校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から調

査結果につきまして説明をお願いいたします。

○千葉委員 それでは、議案第 1 号につきましてご説明いたします。

本案件は「九段観光ビジネス専門学校の設置認可について」でございます。

令和元年 7 月 2 日に、三宅主査及び東京都私学部及び千代田区の担当職員と私とで第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人麻生学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しております。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の 3 点を伝えてまいりました。

1 つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2 つ目は、魅力ある学校づくりにより確実な生徒の確保に努め、安定性、継続性に留意した学校の経営及び運営を行うとともに、生徒の就職支援に万全を期していただきたいこと。

3 つ目は、観光業界のニーズを捉えながら、専門学校として求められる実践的な教育内容を充実させ、生徒一人一人の能力を最大限に伸ばすことで、社会で即戦力として活躍できるような人材育成に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第 1 号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人麻生学園から申請がありました、九段観光ビジネス専門学校の設置認可でございます。

本案件は、学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、1 段階審査をとるものです。

それでは、設置要綱に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項 1 に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、観光産業に関する専門的知識はもとより、ビジネスに関する一般的知識を学習し、もって専門職業人として第一線

で活躍できる人材の育成を行うことを目的とする」でございます。

学校の名称、課程・分野の名称及び位置は、要項２から４に記載のとおりです。

開設の時期は、令和２年４月１日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項６に記載のとおりです。

設置者は、学校法人麻生学園で、理事長は麻生維美氏、校長は岡本哲志氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項９に記載のとおり、修業年限２年、入学定員８０名の観光ビジネス学科を設置いたします。入学定員は８０名、総定員は１６０名です。

主要教科名は、要項１０に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項１１から１４に記載のとおり設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項１５及び１６に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してあります。

以上で、議案第１号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小泉会長代行 ありがとうございます。

何かこの件に関しまして、質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○小泉会長代行 それでは、議案第１号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

幼稚園及び小中高校関係の案件でございます。

議案第２号から議案第８号は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

それでは、事務局より一括して説明をお願いいたします。

○議案担当者 それでは、議案第２号「玉川学園幼稚部の収容定員に係る園則変更認可について」ご説明を申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項１及び２に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和２年４月１日といたします。

変更の理由でございますが、「小学部及び中学部の収容定員変更（減員）並びに幼稚部の実

員を踏まえ、収容定員を変更する」ものでございます。

設置者は、学校法人玉川学園、園長は小原芳明氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の6学級190名を6学級140名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議案担当者 続いて、議案第3号についてご説明いたします。

これは、学校法人玉川学園が設置しております、玉川学園小学部の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、「中学部の少人数クラス増加による教育効果の向上を図るため、中学部の収容定員を減員すること、及び学校運営を見直すことに伴い、小学部の収容定員を減員する」ものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員1,200名、1学年6学級200名であるものを、変更後は360名減員し、収容定員840名、1学年4学級140名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第3号についての説明を終わります。

続いて、議案第4号についてご説明いたします。

これは、学校法人玉川学園が設置しております、玉川学園中学部の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、「中学部の少人数クラス増加による教育効果の向上を図るため、中学部

の収容定員を減員する」ものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員795名、1学年7学級265名であるものを、変更後は90名減員し、収容定員705名、1学年7学級235名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第4号についての説明を終わります。

○議案担当者 続いて、議案第5号についてご説明いたします。

これは、学校法人城西学園が設置しております、城西大学附属城西中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、「教育環境の向上を図るため、中学校の収容定員を減員する」ものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員480名、1学年4学級160名であるものを変更後は120名減員し、収容定員360名、1学年3学級120名にいたします。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり令和4年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。

続いて、議案第6号についてご説明いたします。

これは、学校法人城西学園が設置しております、城西大学附属城西高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりで

す。

変更の理由ですが、「教育環境の向上を図るため、高等学校の収容定員を増員する」ものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をごらんください。普通科については、変更前の収容定員810名、1学年6学級270名であるものを変更後は30名増員し、収容定員840名、1学年7学級280名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり令和4年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおりいずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。

続いて、議案第7号についてご説明いたします。

これは、学校法人村田学園が設置しております、村田女子高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、「受験生の普通科志向に対応するため、商業科の収容定員を減員するとともに、普通科の収容定員を増員する」ものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をごらんください。普通科については、変更前の収容定員240名、1学年2学級80名であるものを、変更後は246名増員し、収容定員486名、1学年5学級162名にいたします。

商業科については、変更前の収容定員246名、1学年2学級82名であるものを、変更後は246名減員し、収容定員0名といたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり令和4年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。

続いて、議案第8号についてご説明いたします。

これは、学校法人矢野学園が設置しております、八王子実践高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、「募集停止中の調理科を廃止し、普通教育の拡充を図るため、調理科の収容定員を減員するとともに、普通科の収容定員を増員する」ものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に変更の内容ですが、要項6をごらんください。普通科については、変更前の収容定員1,440名、1学年12学級480名であるものを、変更後は240名増員し、収容定員1,680名、1学年14学級560名にいたします、

調理科については、変更前の収容定員240名、1学年2学級80名であるものを、変更後は240名減員し、収容定員0名といたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり令和4年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小泉会長代行 ありがとうございました。

議案第2号から議案第8号までにつきましては、何かご質問はございますでしょうか。

○町山委員 議案第4号で、変更理由に少人数クラス増加とありますが、25名のクラスが3学級、40名のクラスが4学級、40名のクラスと25名のクラスについて、カリキュラム、教員配置、納付金、また、入学に関する偏差値等で差異があるのでしょうか。

○小泉会長代行 今の質問について、よろしくお願いいたします。

○議案担当者 25名クラス3学級に関しましては、英語教育を強化いたします少人数クラスのIBクラスになります。そして、40名4学級のクラスにつきましては一般クラスになります。

○小泉会長代行 よろしいでしょうか。

○町山委員 教員配置、納付金、入学に関する偏差値等の差異がありますでしょうか。

○議案担当者 入学金は特に変わりはないのですけれども、授業料に関しましては、一般クラスとIBクラスとで差異がございます。

○小泉会長代行 よろしいでしょうか。

○町山委員 英語を特になさるということで、教員配置でネイティブの専門家をつけるということはあるですか。

○議案担当者 IBクラスのほうは、ネイティブの教員と日本人の教員と2名体制で行っております。

○町山委員 あと、入学に関する偏差値というのはわかりませんね。わかれば結構です。

○小泉会長代行 いかがでしょうか。

○吉田委員 国際バカロレアのコースをとるとらないの関係でいくので、英語の力というものの判断は出てくるとは思いますけれども、偏差値による評価というのではないと思います。

○町山委員 そうすると、入試のときに選考基準というのはどういうものになってくるのですか。

○吉田委員 国際バカロレアコース、IBコースに対応できるだけの英語力とか思考力、判断力、表現力みたいなものを持っているかどうかということを判定なさっていると思います。全く違う国際バカロレア、世界共通のIBに対応した学力を調べているという形だと思います。

○小泉会長代行 よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問はありますでしょうか。

それでは、議案第2号から議案第8号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回は諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第9号は、専修学校の設置認可に係る計画承認でございます。

議案第9号は第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いしたいと思います。

以上で、本日の案件について審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、8月の審議会は、例年どおりの休会、9月の開催日は17日火曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時32分閉会